

川崎市動物愛護センター所長・前迫様
獣医師・西村様

平成 21 年 1 月 26 日
犬猫救済の輪
結 昭子

1 月 19 日付け「収容猫の譲渡に関する質問」へのご回答をいただきました。ご多忙中、大変有難うございました。ご回答をふまえ、あらためて確認と質問をさせていただきます。

ご回答によると、子猫の譲渡は環境省「譲渡支援のためのガイドライン」に基づき離乳前の子猫は譲渡せず、生後 50 日～90 日程度以上を譲渡の基準としており、今後は環境省の動向を見て判断していきたいとのことでした。

ガイドラインの解釈は、収容動物の譲渡を進めるために大変重要ですので、当会では 1 月 22 日、環境省自然環境局・総務課・動物愛護管理室室長様に本ガイドラインについてご説明いただきました。以下はご説明の概略です。

1) 動物愛護管理法に基づき「保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること」と定められています。譲渡は生存の機会を与えるための手段です。ガイドラインは実情に応じて慎重に、活用できる部分をうまく使い、譲渡の一層の推進に役立てていただきたいと願っております。

2) ガイドラインはあくまで目安であり、49 日未満や離乳前の自活していない子猫を譲渡してはいけないということはありません。

3) 譲渡選定担当者は、動物の情報や社会のニーズを適切につかみ、各動物の社会復帰の可能性を見出し、譲渡者とのマッチングを進めるよう対応していただきたいです。これにより 50 日に限らず成犬、成猫等、より多くの犬猫に社会復帰のチャンスが与えられるでしょう。

4) センターで保管、飼育、治療などが十分にできない現状で、離乳前の子猫、治療が必要な猫、なついていない猫、レベル 3～5 に該当する猫に、動物愛護団体や個人ボランティアが最終飼い主となる個人家庭への譲渡を目指して、責任を持って社会復帰のためのリハビリを行う場合、これらの団体などにセンターが譲渡することには問題がありますかとの問いについては「問題はありません」。

つきましては、かねてより当会が申し入れをさせていただいていた離乳前、自活していない子猫、生後 50 日以前の子猫等の譲渡を進めていただき、より多くの収容動物に社会復帰のチャンスを与えていただくとともに、別紙の質問にお答えくださるようお願い申し上げます。尚、日々失われていく命を惜しみ、大変勝手ながら、ご回答は早急に 1 月末日までにファックスまたはメールにてお送り下さい。よろしくお願い申し上げます。